

平成 22 年 12 月

海外物流ご担当者様

佐川グローバルロジスティクス株式会社

中国輸出入申告の改定に関するお知らせ

中華人民共和国（以下中国）での輸出入申告書類に記載する情報につきまして 2011 年 1 月 1 日より完全義務化されることになりましたのでご案内いたします。

1.統計品目番号（HS コード）（ 1 ）

書類を除く全ての貨物について、統計品目番号（以下、HS コード）を輸出入時の申告書に記載することが義務付けられる事となりました。輸出入通関を遅滞なく進めるために、具体的な品名や適正価格の記載とともに、発送されるインボイスに HS コードを記載頂きます様、ご協力お願い申し上げます。

弊社といたしましては、国際宅配便の利用運送業者として関係委託先との調整を今後も図ってまいります。当該新制度に関しましてご理解とご協力を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

（ 1 ）統計品目番号（HS コード）について

HS とは “ Harmonized Commodity Description and Coding System ” (商品の名称及び分類についての統一システム)の略。国際貿易商品の名称及び分類を世界的に統一したシステムで 1988 年 1 月 1 日、HS 条約（商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約）として発行されたもの。現在、日本を含む主要貿易国など 117 の国・地域と一つの関税同盟がこの条約の加盟国で、HS 適用国・地域は 200 にのぼる。

HS コードの検索の検索については、下記のアドレスをご活用下さい。

中国税関 <http://www.customs.gov.cn/default.aspx?tabid=9409>

東京税関 <http://www1.customs.go.jp/tetsuzuki/bunrui/itmsrs.htm>

2.中国の輸出入者登録番号（CR コード）（ 2 ）

中国の全ての輸出入者様は輸出入者登録番号（以下、CR コード）を取得するか、もしくは CR コードを持つ業者様に輸出入者になって頂き、貨物の輸出入通関時に CR コードを利用して通関することになりました。この CR コードは、書類以外の全ての貨物の輸出入に必要になります。（価格の大小、有償無償を問いません）また、CR コードは発送されるインボイスに “ CR コード ” を記載頂きます様、ご協力お願い申し上げます。

尚、2011年1月1日以降（中国での輸出入通関日）CRコードがない状態で中国にて通関する場合は、CRコードが確認できるまで、通関の手続きを保留することになりますこと、ご理解賜ります様、お願い申し上げます。

（ 2 ）中国の輸出入者登録番号（ Customs Registration Code 以下CRコード）について
中国税関にて輸出入者様が登録された際に中国当局より付与される10桁の番号です。貴社お取引先様に直接ご確認いただき、発送されるインボイスにご記載頂けますようお願い申し上げます。
記載箇所は、弊社推奨のインボイスの記載見本をご確認下さい。

<http://www.sagawa-sgl.com/air/kokusai/contact.html>

ご不明な点は、SGX コンタクトセンター フリーコール 0120-18-9595 までお問合せ下さい。

以上